

奈良県告示第三百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和六年二月六日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
山崎 博	からだ元氣治療院大和高田店 大和高田市大字市場三五二	令和五年十一月三十日